令和5年度 高石市人事行政の運営等の状況

令和6年12月 高 石 市

目 次

							ページ
I	任免及び職員数に関する状況 1.採用の状況 2.退職の状況 3.部門別職員数の状況と主な増減理由	•	•	•	•	•	·1 ·1 ·1
Π	人事評価の状況	•	•	•	•	•	• 2
Ш	給与の状況 1. 人件費の状況 2. 職員給与費の状況 3. 初任給 4. 平均給料月額等及び平均年齢 5. ラスパイレス指数 6. 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額 7. 職務の級及び職制上の段階ごとの職員数 8. 職員手当 9. 特別職の給料等	•	•	•	•	•	·2 ·3 ·3 ·3 ·3 ·3 ·3 ·5 ·5
IV	勤務時間その他の勤務条件の状況 1. 勤務時間 2. 年次有給休暇の使用状況 3. 特別休暇等の導入状況	•	•	•	•	•	• 6 • 6
V	休業に関する状況 1. 育児休業等の利用状況 2. 介護休暇の取得状況						•7~8 •9
VI	分限及び懲戒処分の状況 1.分限 2.懲戒						• 10 • 10
VII	服務の状況	•	•	•	•	•	• 10
VIII	退職管理の状況	•	•	•	•		• 10
IX	研修の状況	•	•				·11~13
X	公平委員会業務の状況	•					• 14
XI	福祉及び利益の保護の状況 1.職員の健康管理事業等 2.職員厚生						•14~15 •15
XII	競争試験及び選考の状況 1. 競争試験 2. 選考						•16~18 •19

高石市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、令和5年度の状況を公表します。

対象年度:令和5年度 対象職員:一般職員、暫定再任用職員、暫定再任用短時間勤務職員

- 任免及び職員数に関する状況
 - ※他団体からの派遣職員等を除きます。
- 1. 採用の状況

(1) 一般職員(令和6年4月1日採用職員) ○試験

保健師 男性 0

女性 0 0 計 5 3

 (λ)

- (2) 暫定再任用職員(令和6年4月1日任用職員)
- 選考 (人) (人)

	フルタイム暫定再任用職員		暫定再任用短時間勤務職員
男性	7	男性	4
女性	2	女性	2
計	9	計	6

- 2. 退職の状況
- (1) 一般職員(令和5年度中退職者)

	7 740千茂子	赵城石 /				
	事務職	技術職	看護職	教育職	その他	計
男性	5 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (0)
女性	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	4 (0)
計	6 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	9 (0)

- () 内は定年退職者数で、左記の職員数に含まれています。
- (2) 暫定再任用職員(令和5年度中退職者)

フルタイム暫定再任用職員 男性2人・女性1人 計3人 暫定再任用短時間勤務職員 男性2人・女性1人 計3人

3. 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在) (人) 一般職員数 対前年増減数 主な増減理由 令和5年 令和6年 議会 0) 0) 0) 79 78 総務 機構改革に伴う増(1) 1) 1) 0) ((16 15 税務 人事異動に伴う減(▲1) 0) 68 70 民生 機構改革に伴う人員減(▲2) 2) 般行政 21 21 衛生 部門 0)0) 0 労働 0) 0)0)農水 0) ()()商工 0) 0)0)45 46 土木 土木職員新規採用に伴う増(1) 0)241 240 小 計 50 52 特別行政 教育 退職者不補充(▲2) 0) 2) 2) 水道 人事異動に伴う増(1) 0)0)0) 下水道 公営企業等 ()0 () 会計部門 15 15 その他 0) ()()29 小 計 \cap 322 320 合 計 6)

- 職員数は一般職に属する職員数です。 (注) 1.
 - 各部門の職員数は、総務省の定員管理調査の区分によるものです。
 -)内は、暫定再任用短時間勤務職員数であり、その上の職員数には含まれて いません。

Ⅱ 人事評価の状況

人事評価制度は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を適正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行及びより高い能力を持った職員の育成を行うとともに、能力・実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上、組織目標に対する最大限の効果につなげ、最終的には住民の福祉、サービスの向上の土台をつくることを目的とし、平成28年度より実施しております。

Ⅲ 給与の状況

1. 人件費の状況

(1) 普通会計決算

	(-) Licanota								
	区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費比率			
区 2		(各年度末)	A		В	B/A			
	4年度	56, 795人	26, 325, 958千円	827, 171千円	3,406,160千円	12. 9%			
	5年度	56, 206人	25, 978, 091千円	193,980千円	3,426,961千円	13. 2%			

(注) 人件費には、特別職、議員等に支給される給料及び報酬並びに事業費支弁にかかる 職員分を含みます。

(2) 水道事業会計決算

区分	総費用	純損益又は実質収支		総費用に占める 職員給与費比率
	A		В	B/A
4年度	959,301千円	233, 158千円	57,596千円	6.0%
5年度	978, 136千円	188,839千円	56,997千円	5. 8%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含みません。

2. 職員給与費の状況

(1) 一般会計予算

	→ 기					
区分	職員数		給 与	費		一人当たり給与費
区分	A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A
5年度	303(5)人	1, 151, 173千円	311,513千円	492, 458千円	1,955,144千円	6,453千円
6年度	300(5)人	1, 157, 572千円	305, 302千円	511,300千円	1,974,174千円	6,580千円

- (注) 1. 職員数()内は暫定再任用短時間勤務職員数で内書です。
 - 2. 職員手当には退職手当を含みません。
 - 3. 給与費は当初予算に計上された額で、暫定再任用短時間勤務職員の給与も含みます。

(2) 水道事業予算

職員数				給与	費		一人当たり給与費
	区分	A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A
	5年度	8(0)人	31,733千円	11,610千円	14,256千円	57, 599千円	7,200千円
	6年度	9(0)人	37,557千円	14, 182千円	17,343千円	69,082千円	7,676千円

- (注) 1. 職員数()内は暫定再任用短時間勤務職員数で外書です。
 - 2. 職員手当には退職手当を含みません。
 - 3. 給与費は当初予算に計上された額で、暫定再任用短時間勤務職員の給与も含みます。

(3) 給与の抑制

特別職・一般職の給与の抑制措置は実施しておりません。

3. 初任給(令和6年4月1日現在)

	区 分		国			
区 刀		初任給	初任給			
	1.244	1.24.t	909 400H	総合職 200,700円		
一般行政職	大学卒	202, 400円	一般職 196, 200円			
	高校卒	176, 100円	一般職 166,600円			

4. 平均給料月額等及び平均年齢(令和6年4月1日現在)

	t = t = t = t
区分	一般行政職
平均給料月額	3,174百円
平均給与月額	4,125百円
平均年齢	41.0歳

(給料及び扶養・地域・住居・通勤手当の合計)

5. ラスパイレス指数(合和6年4月1日現在) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

高石市	20 100	全国市平均	7,11

※総務省「令和6年地方公務員給与実態調査結果」公表後に本市においても公表いたします。

6. 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和6年4月1日現在)

区分			経験年数	
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	275, 900円	337, 589円	389, 358円
	高校卒	252, 300円	286,600円	_

7. 職務の級及び職制上の段階ごとの職員数(令和6年4月1日現在)

職務の級	標準的な職務内容	内訓	٣	合計	H	職制上の段階				
相似が分りが又	保毕的な戦伤的各	職名	人数	職員数(人)	構成比 (%)	段階	職員数(人)	構成比 (%)		
1級	定型的な業務を行う職務	主事	41	41	12.8%					
	知識又は経験を必要とする 業務を行う職務	主事	31	31	9. 7%	係員級	163	50. 9%		
3級	主任の職務	主任	91	91	28.4%					
4級	係長又は主査の職務	係長	34	55	17. 2%	係長級	55	17. 2%		
4 形义		主査	21	55	11.2%	1木 1大 形义	55	17.270		
		課長代理	33							
		班長	1							
5級	課長代理、班長、主幹又は	公平委員会事務局長代理	1	46	14. 4%	14.4% 課長代理級	46	14.4%		
3 粉久	出先機関の長の職務	主幹	7	40				14.4/0		
		所長	2							
		園長	2							
		課長	25							
		参事	7					課長級 3	32	10.0%
		公平委員会事務局参事	0			ó				
6級	脚上 糸車フけ未昌へ笙の	農業委員会事務局長	0	44	13. 8%					
0 /62	事務局の長の職務	次長	7	11	15.0%					
		会計管理者	1			次長級	12	3.8%		
		室長	3							
		監査委員事務局長	1							
		参与	1							
	参与、部長、理事又は議会	部長	5							
	事務局の長の職務	危機管理監	1	12	3.8%	部長級	12	3.8%		
		議会事務局長	1							
		理事	4							
	計		320	320			320			

8. 職員手当

(1) 期末手当·勤勉手当

	高石市					国		
1人当た	り平均支給年額	(5年度)						
			1,770千円			_		
(5年度支持	給割合)			(5年度支給	割合)			
	期末手当	勤勉手当	計		期末手当	勤勉手当	11	
6月期	1.2(0.675)月分	1.0(0.475)月分	2.2(1.15)月分	6月期	1.2(0.675)月分	1.0(0.475)月分	2.2(1.15)月分	
12月期	1.25(0.7)月分	1.05(0.5)月分	2.3(1.2)月分	12月期	1.25(0.7)月分	1.05(0.5)月分	2.3(1.2)月分	
計	2.45(1.375)月分	2.05(0.975)月分	4.5(2.35)月分	計	2.45(1.375)月分	2.05(0.975)月分	4.5(2.35)月分	
(加算措	(加算措置の状況)			(加算措置	の状況)			
職制上の	段階、職務の級等!	こよる加算措置	5%~20%	• 役職加算	5%~20% · 管	理職加算10%~25%		

(注) () 内は、暫定再任用職員、暫定再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

		高石市				国	
(支給率)				(支給率)			
	自己都合	勧 奨	定年		自己都合	勧 奨	定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分
その他の加算	ī措置			その他の加算措置	물.		
定	年前早期退職特例措置	置 (2%~20%加算)	定年	F前早期退職特例措置	(2%~45%加算)	
1人当たり平	(自己都 均支給額 1,114号						

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度普通会計決算)	133,703千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度普通会計決算)	467, 493円
支給対象地域	全域
支給率	11%
支給対象職員数	全職員
国の制度(支給率)	15%

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度	医普通会計決算)		334千円			
支給職員1人当た	こり平均支給年額(5年度決算)	41,750円				
職員全体に占め	る手当支給職員の割合(5年度)		2. 9%			
手当の種類(手当	数)		8種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価			
滞納等実地徵収 事務手当	市税・国民健康保険・介護保険担当職員	市税・国民健康保 険料・介護保険料 の滞納等実地徴収 事務	日額 200円			
清掃等作業手当	清掃等作業に従事した職員	清掃等作業	日額 300円			
防疫作業手当	防疫作業に従事した職員	防疫作業	日額 300円			
害虫等駆除作業 手当	害虫等駆除作業に従事した職員	害虫等駆除作業	日額 300円			
行路病人及び行路 死亡人の収容護送 手当	生活保護担当職員	行路病人又は行路 死亡人の収容護送 事務	(行路病人) 日額 1,000円 (行路死亡人) 日額 2,000円			
死獣処理手当	死獣処理作業に従事した職員	死獣処理	1回 300円			
有害物取扱作業 従事手当	毒物、劇物等を取り扱う作業に従事した職員	毒物、劇物等を取 り扱う作業	日額 150円			
非常災害現場従事 手当	災害対策、救助等の現場作業に従事した職員	災害対策、救助等 の現場作業	日額 300円			

(5) 時間外勤務手当

支給実績(4年度普通会計決算)	53,272千円
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度普通会計決算)	253,676円
支給実績(5年度普通会計決算)	50,227千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度普通会計決算)	243,820円

(6) 管理職手当(令和6年4月1日現在)

職名	金額(月額)	支給対象人数	備考
参与	85,000円	1人	
部長	73,000円	7人	議会事務局長・危機管理監含む
理事	63,000円	4人	
次長	58,000円	12人	会計管理者・監査委員事務局長・室長含む
課長	53,000円	25人	
参事	42,000円	7人	
課長代理	34,000円	39人	班長・公平委員会事務局長代理・所長・園長含む
主幹	34,000円	7人	

(7) その他の手当(令和6年4月1日現在)

区 分	内 容	国の制度と異なる内容
扶養手当	(月額) 配偶者 6,500円(給料表7級の職員は3,500円) 父母等 6,500円(給料表7級の職員は3,500円) 子 10,000円 満16歳の年度始めから 満22歳年度末までの子 5,000円加算	回
住居手当	○持家の職員・支給無し○月額16,000円を超える家賃を払っている職員・月額28,000円を最高支給限度額とし、その範囲内で支給	同
通勤手当	 ○交通機関利用者 ・1箇月当りの運賃相当額が55,000円以下については、運賃相当額 ・6箇月通勤定期券の価額を基礎とする ○交通用具利用者 ・距離に応じて支給最高支給限度額 26,400円(月額) 	○交通機関利用者同○交通用具利用者・距離に応じて支給 最高支給限度額 31,600円(月額)
単身赴任手当	月額30,000円で、100km以上で距離に応じて加算 し、2,500km以上で最高支給限度額70,000円	同
管理職員特別勤務手当	○週休日又は祝日 7級(参与・部長・理事) 10,000円 6級(次長・課長・参事) 8,500円 5級(課長代理・主幹) 7,000円 ○平日深夜 7級(参与・部長・理事) 5,000円 6級(次長・課長・参事) 4,300円 5級(課長代理・主幹) 3,500円	○週休日又は祝日 一種 12,000円 三種 10,000円 三種 8,500円 四種 7,000円 五種 6,000円 ○平日深夜 一種 6,000円 三種 4,300円 四種 3,500円 五種 3,000円

9. 特別職の給料等(令和6年4月1日現在)

	区分	月額等
	市長	870,000 円
給料	副市長	760,000 円
	教育長	680,000 円
	議長	580,000 円
報酬	副議長	550,000 円
	議員	520,000 円
	市長	
	副市長	(5年度支給割合)
期末手当	教育長	6月期 2.15月分
朔木十日	議長	12月期 2.15月分
	副議長	計 4.3月分
	議員	
	市長	給料月額×在職月数に次の割合を乗じて得た額
退職手当	副市長	市長 100分の50 (※令和5年4月27日に在職する市長の 同日を含む任期に係る退職手当は支給しません)
	教育長	副市長 100分の28 教育長 100分の20

IV 勤務時間その他の勤務条件の状況

1. 勤務時間

令和6年4月1日現在

正規の勤務時間	週 38時間45分
勤務時間の開始時刻	9:00
勤務時間の終了時刻	17:30
休憩時間	12:00~12:45

2. 年次有給休暇の使用状況 (対象期間:令和5年6月1日から令和6年5月31日まで)

	総付与日数	総使用日数	対象職員数	平均使用日数	消化率
	(a)	(b)	(c)	(b)/(c)	(b)/(a)
市長部局等	7, 696日	2,474日	202人	12.2日	32.1%
教育委員会	3, 434日	893日	94人	9.5日	26.0%

(注)総付与日数は、令和5年6月1日現在において各職員に付与された日数(前年からの 繰越分を含む。)を全対象職員にわたって合計したものです。

3. 特別休暇等の導入状況

	制度を	っり (令	和6年4	月1日現在	E)	et at selec	付与日数		
	特別休暇	職務専	その針	有給・無	給の別	制度なし	令和6年度	令和5年度	備考
	1年7月11日1	免除	念義務 その他 免除	有給	無給	5, 0	17年10千尺	114110千反	
1. 骨髄提供のための休暇	\circ			0			必要期間	同左	
2. ボランティア休暇	0			0			5日以内	同左	
3. 結婚	0			0			8日以内	同左	
4. 育児時間	0			0			1日につき午前 午後のそれぞれ 45分間	同左	
5. 妻の出産	0			0			4日以内	同左	
6. 選挙権その他公民権の行使	0			0			必要期間	同左	
7. 子の看護のための休暇	0			0			5日(子が2人 以上の場合 は10日)以内	同左	
8. 父母の祭日(法要)	0			0			1日	同左	
9. 夏季休暇	0			0			8日	同左	
10. 就業禁止 (安衛法第68条に基づくもの)		0		0			必要期間	同左	
11. 年末年始の休み			0	0			12月29~31 1月2日~3日		
12. 職員団体の事務従事 (いわゆる組合休暇)			0		0				
13. 家族の祭日(法要)						0			
14. 家族の看護						0			
15. リフレッシュ・永年勤続休暇	0			0			5日以内	同左	
16. 妊娠障害	\circ			0			7日以内	同左	
17. 市制記念日						\circ			
18. 流産休暇	\circ			0			1週間以内	同左	
19. 健康診査(人間ドック)		0		0			1日以内	同左	
20. 感染症遮断	0			0			必要期間	同左	
21. 災害遮断	0			0			必要期間	同左	
22. 住宅の滅失	0			0			7日以内	同左	
23. 親族の喪に服するための休暇	0			0			7日以内	同左	

- V 休業に関する状況
- 1. 育児休業等の利用状況
- (1)市長部局等
 - ア. 育児休業及び部分休業の取得者数

(単位:人)

		「中国・八
	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数
男性職員	4	0
刀压概兵	0	2
女性職員	4	2
女性職員	0	4
∌l.	8	2
計	0	6

- (注) 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」の欄の上段は、令和5年度に新たに育児休業 (部分休業)を取得した職員数、下段は、育児休業(部分休業)の期間が令和4年度から 令和5年度にかけて引き続いている職員数
 - イ. 育児休業及び部分休業の承認期間 (令和5年度に新たに育児休業等を取得した職員について) A 育児休業承認期間

令和5年度 (単位:人)

17 /110 十/								(単位・八)	
				A 31					
		6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え	合計	
男性職員	ij	3	1	0	0	0	0	4	
女性職員	ī,	1	3	0	0	0	0	4	
計		4	4	0	0	0	0	8	

B 部分休業承認期間

令和5年度 (単位:人) 部分休業承認期間 合計 1年超え 2年以下 2年超え 3年超え 4年超え 1年以下 5年超え 3年以下 4年以下 5年以下 男性職員 0 0 0 0 0 0 女性職員 0 0 0 0 0 0 計 0 0 0 0 1日の部分休業取得時間 (亚均)

30分以下 30分超え 60分以下 60分超え 90分以下 90分超え 0 0 0 0 0 2 0 0 0 2 0 0	L L	> 10/23 FT-2/C-1		1 37	A =1
$egin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$	30分以下	30分超え 60分以下		90分超え	台計
0 2 0 0 2	0	0	0	0	0
0 2 0 0 2	0	2	0	0	2
	0	2	0	0	2

(2)教育委員会

ア. 育児休業及び部分休業の取得者数

(単位:人)

(平匹・八)									
	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数							
男性職員	0	0							
力性順貝	0	0							
女性職員	0	3							
女性椒貝	2	1							
計	0	3							
ĘΤ	2	1							

(注) 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」の欄の上段は、令和5年度に新たに育児休業 (部分休業)を取得した職員数、下段は、育児休業(部分休業)の期間が令和4年度から 令和5年度にかけて引き続いている職員数

イ. 育児休業及び部分休業の承認期間(令和5年度に新たに育児休業を取得した職員について)

A 育児休業承認期間 令和5年度

合和5年度 (単位:人)

		育 児 休 業 承 認 期 間							
	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え	合計		
男性職員	0	0	0	0	0	0	0		
女性職員	0	0	0	0	0	0	0		
計	0	0	0	0	0	0	0		

B 部分休業承認期間

令和5年度							(単位:人)
		剖	3分休業	承認期間	間		
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え	合計
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	1	0	0	0	2	0	3
計	1	0	0	0	2	0	3
			1日の	1日の部分休業取得時間(平均)			
			30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え	合計
			0	0	0	0	0
			1	1	0	1	3
			1	1	0	1	3

2. 介護休暇の取得状況

計

(1) 市長音	部局等									(人)	
介護休暇				要介護者数(職員との続柄別)								
		取得者数	計	配偶者	父母	子	配偶者の 父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他	
男	月性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5	(性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

		休暇の取得形式						
	計	全日型 中心	時間型 中心	その他				
男性職員	0	0	0	0				
女性職員	0	0	0	0				
計	0	0	0	0				

		介護休暇承認期間								
	計	1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え			
男性職員	0	0	0	0	0	0	0			
女性職員	0	0	0	0	0	0	0			
計	0	0	0	0	0	0	0			

(注)介護休暇取得者数は、令和5年度に新たに取得した職員数。

(2) 教育委員会 (人) 要介護者数 (職員との続柄別) 介護休暇 取得者数 配偶者の 父母 子 兄弟姉妹 計 配偶者 祖父母 孫 父母 その他 男性職員 女性職員 0 0 0 0 0 0 0 0

0

0

0

0

0

	休暇の取得形式						
	計	全日型 中心	時間型 中心	その他			
男性職員	0	0	0	0			
女性職員	0	0	0	0			
計	0	0	0	0			

0

	介護休暇承認期間							
	計	1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え	
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	
女性職員	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	0	0	0	0	

0

VI 分限及び懲戒処分の状況 (令和5年度)

1. 分限

地方公務員法第28条に基づく分限処分を次のとおり行いました。

					(1年)
区分	免職	休職	降任	降給	計
市長部局等	0	11	0	0	11
教育委員会	0	0	0	0	0

2. 懲戒

地方公務員法第29条に基づく懲戒処分を次のとおり行いました。

_					(人)
区分	免職	停職	減給	戒告	計
市長部局等	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0

VII 服務の状況

職務に専念する義務の特例に関する条例第2条及び高石市職員服務規則第4条に基づく 職務専念義務の免除並びに兼業禁止の除外を次のとおり行いました。

1. 職務専念義務の免除

(件)

				(117
区分	健康診査	他団体事務従事	その他	計
市長部局等	33	33	1	67
教育委員会	15	2	1	18

2. 兼業許可等

(件)

			(117
区分	兼業許可	営利企業従事許可等	計
市長部局等	33	0	33
教育委員会	2	0	2

VⅢ 退職管理の状況

令和5年度退職者数 9人

上記職員の再就職の状況:暫定再任用0人、会計年度任用職員0人、その他9人

IX 研修の状況

地方公務員法第39条において、「職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。」と規定されています。

研修は、行政を取り巻く社会経済状況の変化に即応できる人材を育成するために実施し、職員の資質の向上及 び勤務能率の増進を図り、行政の民主的かつ能率的な運営に寄与することを目的としています。

1. 一般研修

各階層別に必要な知識や技能の習得を図ることを目的とする研修です。 令和5年度は下記のとおり実施しました。

■高石市単独で実施した一般研修

研修名	対象者	研修内容	期間	受講者数
新規採用職員研修	新規採用職員	地方公務員としての自覚を深めるとともに、市職員として必要な基本的知識を習得します。	6 日間	13名
管理職研修 「人材育成型人事評価研 修」	課長代理級以上 の職員	人事評価制度について、基本的な考え方と進め方を学びま す。	3 時間 (2 回開催)	15名
管理監督職研修 「人事評価面談研修」	課長代理級以上の職員	人事評価にかかる面談について、基本的な考え方や必要な知 識を学びます。	3 時間	8名
初級職員研修 「若手職員ステップアップ 研修」	入庁3年目以下 の職員	若手職員のロジカルシンキングやレジリエンスについて学ぶことを目的とします。	1日間	26名
管理職研修 「業務マネジメント研修」	課長代理級以上 の職員	管理職として知っておくべき業務全般に対するアプローチ、 業務改善のための具体的方法と実践手法を習得する	4時間	13名

■近隣自治体(和泉市・泉大津市などの自治体)と連携して実施した一般研修

研修名	対象者	研修内容	期間	受講者数
泉北三市職員研修協議会「法令の読み方研修」	入庁3年目~ 係長級以下 の職員	和泉市、泉大津市の職員とともに、実効性のある自治立法を 目的とした職員に必要な政策法務能力の基本となる法令の読み 方について学びます。	1日間	10名
泉南五市職員研修協議会 「管理監督職マネジメント 研修」	課長級又は課長 代理級の職員	指導・育成方法及びモチベーションを引き出す動機付けの手 法等を習得します。	1日間	2名
泉北泉南合同職員研修 「法制執務研修」	希望者	条例改正等の法制執務についての理解を深めます。	2日間	4名
泉北三市職員研修協議会 「令和 5 年度新規採用職員 研修」	新規採用職員	和泉市、泉大津市の新規採用職員とともに、接遇技術の習得 を通じて市役所職員としての自覚を再喚起します。	1日間	1 3名
泉北三市職員研修協議会 「自律型職員養成研修」	採用4年目から10 年目程度の職員	和泉市、泉大津市の職員とともに、自主的かつ積極的に様々 な課題を解決するためのスキルを習得します。	1日間	8名
泉北泉南合同職員研修 「リスクマネジメント研 修」	係長級以上の職 員	事務ミスに端を発した市民クレームや不祥事案の予防に向け、リスクを見つけ対処する大切さを再認識し、組織で活用すべきリスクマネジメントの実務ポイントとツールの使い方を学びます	4 時間	3名
泉南五市職員研修協議会 「公文書の作成力向上研 修」	入庁2年目~ 7年目の職員	書き言葉の基本スキルや公文書の意義やルール、文章をわかりやすくまとめるコツなどを習得する。	0.5日間	2名
泉北三市・熊取町合同研修 「接遇対応力向上研修」	入庁3年目程度の 職員	公務員として必要不可欠な接遇能力のさらなる向上を図ると ともに、三市一町職員の意見交換及び交流を図ります。	0.5日間	9名

泉南五市職員研修協議会 「クレーム対応研修」	係長級以下 の職員	泉州地域の職員とともに、講義・実践を通じて、窓口応対などで即実践できる、クレームにつながらない応対力(スキル)を身につけ、個人的スキルを高めることを目的として実施します。	1日間	1名
泉北三市職員研修協議会 「伝える伝わる文章(構 成)カアップ研修」	係長級以下 の職員	読みやすく、解かりやすく、正確に伝えるためには何が必要なのか。公文書と私文書の違いや、口語体と文語体などの区別を含め、職場で実践できるスキル取得を目指す。		9名

2. 専門研修

初級・中級職員及び希望者を対象に特定分野の知識・技能を習得することを目的とする研修です。 令和5年度は下記のとおり実施しました。

研修名	対象者	研修内容	期間	受講者数
地方自治法研修	希望者	地方自治法を中心とした地方自治制度についての理解を深めます。	0.5日間 (2回開催)	13名
地方公務員法研修	希望者	地方公務員法を中心とした地方公務員制度についての理解を 深めます。	0.5日間 (2回開催)	13名

3. 特別研修

市政をとりまく行政課題、その他特定分野における諸課題を取り上げ、職員の意識開発に資することを目的とする研修です。

令和5年度は下記のとおり実施しました。

研修名	対象者	研修内容	期間	受講者数
職員採用試験面接官研修	職員採用試験面 接官となる職員	職員採用試験の面接を実施する上でのポイントを学びます。	3 時間	2 2 名
人権問題研修	全職員	喫緊の人権問題について、人権推進課と連携して、職員の人権意識の高揚を図ります。令和5年度は、「部落差別」・「DV被害者について」のテーマを題材に職員の人権意識の高揚を図ります。	1 時間半 (4回開催)	280名
メンタルヘルス・ラインケ ア研修	係長級以上 の職員	部下のメンタル疾患を予防するために、メンタルヘルスの基本知識やメンタル不調が起こる仕組みを知るとともに、管理監督職として、必要な対処方法と具体的な支援のポイントを学びます。	3時間	16名

4. 派遣研修

他の研修機関等に派遣して、行政事務に必要な知識・技能を修得することを目的とする研修です。

(1) おおさか市町村職員研修研究センター (マッセOSAKA) 主催研修

大阪府内市町村の広域研修機関として、専門的な知識・技能の修得をはじめとした大阪府内市町村職員の 資質向上を目指した研修を実施しています。大阪府内の他団体の職員との交流による情報交換や相互啓発の 機会などのメリットがあります。

令和5年度にこの団体へ派遣した研修は下記のとおりです。

研修名	対象者	研修内容	期間	受講者数
マッセ・市民セミナー 「子どもの心に寄り添いな がら 〜豊かな発達のために 〜」		子どもの心と身体の豊かな発達について	1 日間	2名

(2) 部落解放大学講座派遣研修

部落解放・人権大学は、企業、行政、市民団体など、多様な参加者による異業種間交流や人権確立のために 実践されている方々の現場を訪れることで、人権問題に対応する実力を養うことを目的としています。

(3) その他の派遣研修

上記の研修機関では実施していない個別・具体的な専門知識を習得することを目的としています。 令和5年度は下記の研修等に派遣しました。

研修名	対象者	研修内容	期間	受講者数
議会事務	希望者	地方議会の現状と今後の展望、本会議及び委員会の運営における実務のポイント、議会広報等についての講義、演習等により、議会事務局職員として必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	5 日間	1名
教育委員会事務局職員の役 割と基本実務	希望者	教育委員会事務局の役割や制度・仕組み、実務上の留意点等 について学びます。	1日間	1名
地方公共団体における契約 事務(リース・レンタル・ 業務委託コース)	希望者	業務委託契約やリース・レンタル契約に関わる法律の基本、ならびに契約締結後に生ずる問題やその対処法について学びます。	2日間	1名
管理職・人事担当者のため の離職防止マネジメント研 究会	希望者	予測不能・先の見えないVUCA時代だからこそ、若手社員により良い未来を想像させるバックキャストを主とした人材育成手法について学びます。	1日間	1名
裁判から学ぶ自治体契約の 基本	希望者	自治体における契約の基本について裁判で争われた具体的な 事例をもとに学びます。	2日間	1名
生活保護と自立支援対策	希望者	生活保護制度、生活困窮者自立支援制度、生活保護の実務のポイント、生活困窮者の自立支援等に関する講義、演習等により、生活保護及び自立支援対策についての専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	5日間	1名
雑種地の評価実務講座	希望者	土地評価の中でも扱いが難しい雑種地の評価方法を判例も交 えて体系的に学びます。	1日間	1名
障がいのある人への自律支 援	希望者	障がいのある人をめぐる法制度の動向や、社会状況を理解しながら、障がいのある人の自立を支えるための相談支援や地域 生活支援事業のあり方、体制整備、地域協働の進め方等について学びます。	5 日間	1名
舗装の設計・施工・補修講 座	希望者	「アスファルト舗装の構造設計」、「舗装の施工及び施工管理」、「舗装の維持管理と工法選定」について学びます。	1日間	1名
1級土木施工管理技士入門講座	希望者	1級土木施工管理技士試験の概要、問題と傾向について学び ます。	1日間	1名
官民境界確定をめぐる法律 と実務	希望者	官公有地と民有地との境界の確定方法や確認手続、実務上の 諸問題につきまして事例を中心に学びます。	2 日間	1名

X 公平委員会業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況 該当なし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況 該当なし

XI 福祉及び利益の保護の状況

1. 職員の健康管理事業等

職員が能力を発揮し、職務を迅速かつ的確に遂行するためには、日頃の健康管理や快適な職場環境の確保が重要となります。

本市においては、「高石市職員安全衛生委員会規則」や「職員健康診断規則」に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するために、安全衛生管理体制の整備、各種健康診断等の実施や快適な職場環境づくりを進め、職員の心身両面にわたる健康保持・増進を図っております。

令和5年度に実施した事業は以下のとおりです。

(1) 各種健康診断の実施

労働安全衛生法に基づく定期健康診断の他、生活習慣病や職業病等を予防し、疾病を早期発見するとともに、その結果を事後の健康増進のために活用することを目的として、下記の各種健康診断を実施しました。

令和5年度

健 康 診 断 名	検 査 項 目	実施日数	受診者数
定期健康診断	尿、血液検査、視力、聴力、血圧測定等		538人
ッ 胸部 X 線検査	胸部X線デジタル撮影		535人
" 喀痰検査	喀痰細胞診	3日	1人
" 眼底検査	眼底撮影検査		21人
大腸検診 (定期健康診断時)	便潜血検査		120人
胃がん検診	問診及び胃部X線撮影	1日	41人
乳がん検診	マンモグラフィ	5日	192人
子宮がん検診	内診および子宮頸部細胞診	4日	159人
頸肩腕・腰痛健診	産業医による既往歴、業務歴の調査 自覚症状の有無の検査	1日	1人
ストレスチェック	職業性ストレス簡易調査票(57項目)		469人

- (2) 人間ドックの実施 【費用負担の実施主体:大阪府市町村職員共済組合等】受診者数 48人
- (3) 定期健康診断後の保健指導等実施者数 35人
- (4) メンタルヘルス対策 ストレスチェックを実施しました。

2. 職員厚生

地方公務員法第42条に基づき、職員の福利厚生のため、高石市職員厚生会に加入しています。

高石市職員厚生会

会員数(令和6年4月1日現在) 631人

主な事業

- ・スポーツ観戦事業 (プロ野球、Jリーグ)
- ・各クラブ大会助成事業 (共催事業経費一部助成)
- ・慰安事業 (ファミリー利用券等)
- 会報発行事業
- 厚生資金貸付事業
- ・各種チケット斡旋販売事業 (映画入場券割引斡旋販売等)
- ・カタログ斡旋販売事業(家庭常備薬等のカタログ斡旋販売)
- 食堂売店運営事業
- ・生命保険等団体取扱い事業 など
- (注) 高石市から職員厚生会の事業に対する補助金は支出していません。

XII 競争試験及び選考の状況

令和6年4月1日付採用予定で、採用試験及び選考を行いました。

1. 競争試験

(1) 概要

令和5年9月実施分

職種	採用予定 人数	受験資格
事務職(上級)	7名程度	平成5年4月2日から平成14年4月1日までに生まれ、大学卒業程度 の学力を有する人
事務職(初級)	() 在 () 在 ()	平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれ、高校卒業程度 の学力を有する人
技術職 (上級・土木)	4名程度	平成5年4月2日から平成14年4月1日までに生まれ、①②③いずれかを満たす人 ①大学院・大学・短期大学・高等専門学校・高校又は専門学校で 土木に関する課程を専攻し、卒業した人(令和6年3月末までに卒業見込みの人を含む。) ②1級又は2級土木施工管理技士の資格を持つ人 ③1級土木施工管理技士補の資格を持つ人
技術職 (初級・土木)		平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれ、①②いずれか を満たす人 ①短期大学・高等専門学校・高校又は専門学校で土木に関する課 程を専攻し、卒業した人(令和6年3月末までに卒業見込みの人を 含む。) ②2級土木施工管理技士補の資格を持つ人
技術職 (上級・建築)	2名程度	平成5年4月2日から平成14年4月1日までに生まれ、①②③④いずれかを満たす人 ①大学院・大学・短期大学・高等専門学校・高校又は専門学校で 建築に関する課程を専攻し、卒業した人(令和6年3月末までに卒 業見込みの人を含む。) ②1級又は2級建築士の資格を持つ人 ③1級又は2級建築施工管理技士の資格を持つ人 ④1級建築施工管理技士補の資格を持つ人
技術職 (初級・建築)		平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれ、①②いずれかを満たす人 ①短期大学・高等専門学校・高校又は専門学校で建築に関する課程を専攻し、卒業した人(令和6年3月末までに卒業見込みの人を含む。) ②2級建築施工管理技士補の資格を持つ人
保健師	3名程度	昭和58年4月2日以降に生まれ、保健師免許を有する人(令和6年3 月末までに免許取得見込みの人を含む)
保育士	3名程度	昭和63年4月2日以降に生まれ、①②両方を満たす人(令和6年3月 末までに資格、免許取得見込みの人を含む。) ①保育士の資格を持つ人(都道府県の保育士登録を受けている 人) ②幼稚園教諭の免許を持つ人

第1次試験 日時 令和5年9月9日(土)~令和5年9月18日(月)

場所 全国各地のテストセンター

内容

全職種	総合適性検査
-----	--------

第2次試験 日時 (事務職) 令和5年10月21日(土)

(専門職) 令和5年10月13日(金)~14日(土)

場所 高石市役所 別館

内容

事務職(上級)	集団討論・集団面接
事務職(初級)	集団討論・集団面接
技術職 (上級・土木)	個別面接
技術職 (初級・土木)	個別面接
技術職 (上級・建築)	個別面接
技術職 (初級・建築)	個別面接
保健師	個別面接
保育士	個別面接

第3次試験 日時 令和5年11月18日(土)

場所 高石市役所 別館

内容

事務職(上級)	個別面接
事務職(初級)	個別面接

(2) 受験者数等

第1次試験 (人)

717 = 5 (1) (10)						() ()
職種	受験者数			合格者数		
	男性	女性	計	男性	女性	計
事務職(上級)	156	76	232	55	19	74
事務職(初級)	29	13	42	12	3	15
技術職 (上級・土木)	3	0	3	3	0	3
技術職 (初級・土木)	3	1	4	2	1	3
技術職 (上級・建築)	2	1	3	2	1	3
技術職 (初級・建築)	1	1	2	1	1	2
保健師	2	17	19	2	10	12
保育士	2	18	20	1	10	11

第2次試験 (人)

職種	受験者数			合格者数		
	男性	女性	計	男性	女性	計
事務職(上級)	44	16	60	19	12	31
事務職(初級)	6	2	8	2	1	3
技術職 (上級・土木)	3	0	3	0	0	0
技術職 (初級・土木)	2	1	3	2	1	3
技術職 (上級・建築)	2	0	2	2	0	2
技術職 (初級・建築)	1	0	1	0	0	0
保健師	2	9	11	0	4	4
保育士	1	6	7	0	3	3

第3次試験 (人)_

職種	受験者数			合格者数		
400年	男性	女性	計	男性	女性	計
事務職(上級)	13	9	22	3	3	6
事務職(初級)	1	1	2	0	1	1

2. 選考

定年退職者を対象に暫定再任用職員・暫定再任用短時間勤務職員の選考を 実施しました。

対象者数 15人

・選考方法 勤務実績・小論文

高石市 総合政策部 人事課

〒592-8585 大阪府高石市加茂4丁目1番1号 電話 072-275-6199 FAX 072-263-6116